



JAXA LABEL
利用の手引き

ロゴの許諾条件

■ 対象商品

JAXA LABELロゴマークの許諾対象は、次の活動／認証／選定等を通じて開発された商品です。

- JAXAとの共同研究
- JAXA成果(特許、実用新案、意匠、ノウハウ、プログラム著作等)の活用
- 宇宙日本食認証制度
- ISS日本実験棟「きぼう」利用制度
- J-SPARC(共創型研究開発プログラム)
- ISS生活用品公募における選定(搭載可品) ※ISS生活用品に選定後、搭載可否判断で搭載可となった製品
- JAXAの著作権(画像・映像等)の活用
- 商品化許諾品(JAXAの画像・映像等をイメージソースに使って開発された商品)

(例)一次利用と二次利用

なお、原則、JAXAの知的財産を一次利用する場合にロゴを利用できます。

二次利用として検討される場合は、別途ご相談ください。



■ 許諾条件

- 上記の「対象商品」に含まれる商品であること
- JAXAの事業活動の理解増進に資する商品であること。
- 商品の性質がJAXA及びJAXAの業務遂行上の信用を損ねないこと
- 公序良俗に反する商品でないこと

ロゴの利用方法①

許諾条件を満たす商品は、JAXAとの許諾契約を締結することにより、JAXA LABEL ロゴマークを表示いただくことができます。

■ 利用可能なロゴマークのデザイン

前ページの付与対象は、以下3つのカテゴリに区分され、各カテゴリに応じたロゴマークをご利用いただけます。

JAXA LABEL TECH:

- JAXA成果(※)の活用

※特許、実用新案、ノウハウ、プログラム著作等



JAXA LABEL COLLAB:

- 共同研究
- 宇宙日本食認証制度
- ISS「きぼう」利用制度
- J-SPARC
- ISS生活用品公募における選定(搭載可品)



JAXA LABEL DESIGN:

- JAXAの保有する意匠の活用
- JAXAの著作権(画像・映像等)の活用
- 商品化許諾



ロゴの利用方法②

■ 商品におけるロゴ表示の留意事項

- JAXA LABELロゴデザインマニュアルの利用規定を遵守すること
- ロゴ名称を商品名に用いないこと
- JAXAの商品であるという誤認やJAXAが品質保証を行っているという誤認など、誤認の恐れがあるデザインになっていないこと（例:「JAXAに保証された」等といった記載／本来の企業様・ブランドのロゴマークよりも大きなサイズでJAXA LABELロゴマークを表示すること／JAXA LABEL ロゴマークが主体と見える商品等）
- 商品中（説明書や付属書、パッケージ等も可）のどこかに、責任表記（以下例文）を併記すること
例:『本商品に関する一切の責任は(貴社名)に帰属します』
- ISS生活用品公募(搭載可品)のうち、搭載可品から成分や仕様等を変更する場合、商品中（説明書や付属書、パッケージ等も可）のどこかに、変更点を併記すること
- 宇宙日本食認証食品のうち、パッケージ・内容量等を変更する場合、商品中（説明書や付属書、パッケージ等も可）のどこかに、変更点を併記すること
例:『本商品はISS搭載可品から●●(パッケージ、名称、内容量等の変更点)が変更された商品です』
- 本書の記載事項を遵守すること
- なお、二次利用商品へのご利用を希望される場合は、JAXAの成果を活用していることが確認できる資料を添えて、別途ご相談ください。

ロゴマークの利用料と申請方法

■ 利用料:

<JAXA LABEL “TECH” 及び JAXA LABEL “COLLAB”>

利用料＝基本額(販売価格×販売数量)×1%

<JAXA LABEL “DESIGN”>

利用料＝基本額(販売価格×販売数量)×2%

■ 申請方法

- 「知的財産許諾申請書」(JAXAホームページに掲載)により申請をお願いします。その際、JAXA LABEL ロゴマークの利用イメージ図(見本図)等も必要となります。
- 「ISS生活用品公募における選定(搭載可品)」でのJAXA LABEL COLLABのご利用をご希望の場合は、上記の申請書や見本図等に加え、チェックシート及び搭載可品相違事項申告書(チェックシートにて成分・仕様等の変更があった場合のみ)のご提出をお願いします。
- その後、JAXA内審査(利用条件を満たしていること等)の上、利用契約(最大3年。必要に応じて更新する。)を締結します。

宣伝広告での利用上の注意

JAXA LABEL ロゴマークの利用を許諾した商品（許諾商品）の宣伝広告にもJAXA LABEL ロゴマークをご利用いただくことができます。

■ ルール

- 許諾商品の宣伝広告に限ります。
- 企業自体の広告や、許諾商品以外の商品での利用はできません。
- 広告表現においては商品名や社名を明確に表記するなど、商品の責任の所在が伝わる表現にしてください。
- 商品特性などにより商品自体にロゴを付けることが難しく、宣伝広告のみでの利用をご希望される場合はご相談下さい。
- 利用方法、利用場所については事前にJAXAの確認が必要です。

■ 宣伝広告の際に利用できない文言例

- JAXAが商品開発に携わったと誤解を受ける表現
JAXAとの共同研究等の成果を基に御社が独自に開発した商品であることがわかるような表現をお願い致します。（※誤解を受けやすい例：「共同開発」等）
- 商品の品質をJAXAが認めているような表現
JAXA LABELは、商品の品質・性能を認めるものではありません。商品の品質・性能をJAXAが認めている、保証していると取られかねない表現は利用できません。（※誤解を受けやすい例：「保証された」等）

■ JAXAによる事例紹介

- JAXAのWEBサイトや展示室、展示会などで先行事例として紹介させていただく場合がありますのでご協力願います。

宣伝広告へのJAXA画像等の使用

JAXA LABEL ロゴマークの利用を許諾した商品(許諾商品)については、その宣伝広告のため、JAXA画像をご使用いただくことができます。

■ 利用可能なJAXA画像のリソース

- JAXAデジタルアーカイブス <http://jda.jaxa.jp/>

■ 利用料： 無料

■ ルール

- 許諾商品の宣伝広告に限ります。
- 企業自体の広告や、許諾商品以外の商品の広告での使用はできません。
- JAXAデジタルアーカイブス内の画像のうち、利用可能範囲に商業利用可能と記載されたもののみ使用可能です。
※JAXAデジタルアーカイブスの画像のうち商業利用不可のものについては別途ご相談ください。
※ISS・宇宙飛行士関連の画像・映像は原則商業利用不可となっておりますが、宇宙日本食認証の取得製品、またはISS生活用品公募の搭載可品であって、「JAXA LABEL COLLAB」を許諾した商品については、別途ご相談のうえ無償でご利用頂けます。
画像は上記リソースから直接申請・ダウンロードしてください。
※ストックフォト販売サービスなどで購入した画像は、無料になりませんのでご注意ください。
- 使用方法・使用場所については、事前にJAXAの確認が必要です。
P7のお問合せフォームからご連絡下さい。
- 使用方法は、JAXAデジタルアーカイブスで規定される画像の使用ルールに準拠しており、原則、画像のトリミングや色の変更は禁止です。
- JAXA LABELの契約終了の際は、上記JAXA画像の使用も中止となります。

■ 主な掲載可能メディア

- パンフレット
- WEBサイト
- 店頭販促用品 (POP、ポスター、フライヤー等)
- テレビCM など

■ 問合せ

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)

新事業促進部ウェブサイト <http://aerospacebiz.jaxa.jp/jp/>

問合せフォーム <https://aerospacebiz.jaxa.jp/contact/>